

平成 21 年 7 月 8 日
東 海 財 務 局

株式会社 TONK に対する
行政処分について

1. 株式会社 TONK（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成 21 年 6 月 26 日付）
 - (1) 自己資本規制比率が 120%を下回る状況
当社の自己資本規制比率は、平成 21 年 3 月 17 日現在、120%を下回っている。
上記の状況は、金融商品取引法（以下「法」という。）第 46 条の 6 第 2 項に違反するものと認められる。
 - (2) 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況
当社の純財産額は、平成 21 年 3 月 17 日現在、最低純財産額である 50 百万円を下回っている。
上記の状況は、金融商品取引業者に対する監督上の処分を求めることができる法第 52 条第 1 項第 3 号（純財産額が、50 百万円に満たなくなった者となったとき）に該当するものと認められる。
2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記 1 については法第 52 条第 1 項第 3 号及び法第 53 条第 2 項の規定に基づき、下記 2 については法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

記

1. 業務停止命令
平成 21 年 7 月 9 日から同年 10 月 8 日までの間、全店舗における全ての店頭デリバティブ取引等業務（顧客取引の結了のための取引等を除く。）の停止。
2. 業務改善命令
 - (1) 自己資本規制比率及び純財産額の改善計画を策定し、速やかに実行する

こと。

- (2) 顧客から預託を受けた保証金等の保全と区分管理を引き続き徹底すること。
- (3) 顧客に対して、今回の行政処分の内容を周知した上で、顧客の求めがあれば預託を受けた保証金等の返還、契約の解消を速やかに実施すること。
- (4) 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。
- (5) 同一の理由による2度目の行政処分であることを踏まえ、投資者を保護するために必要な内部管理態勢を整備すること。

上記(1)及び(5)の改善計画については、平成21年7月15日までに報告し、以後、その進捗状況について毎月最初の営業日及び随時に報告すること。
また、上記(2)～(4)については、毎週月曜日及び随時に報告すること。

連絡・問い合わせ先 東海財務局 理財部 金融監督第3課 052-951-2498 (直通)
